

岡山県民主医療機関連合会における医学生に対する

奨学金貸付規則

(目的)

第1条 本規則は、本会加盟事業所の事業上必要な医師を養成する目的で、それに必要な奨学資金の貸付を規定するものである。

(適応範囲)

第2条 本規則による奨学金の貸付対象者は、医師養成を目的とする教育機関で教育を受け、医師の国家資格を習得する者とする。

(申請の手続き)

第3条 奨学金の貸付を受けようとする者は、本会理事会に申請し、承認を得なければならない。

(貸付限度額・期間)

第4条 本規則による奨学貸付金は、養成期間中、原則として無利子とし、貸付限度額は次の通りとする。

1年～2年生	月額	60,000円
3年～4年生	月額	80,000円
5年～6年生	月額	100,000円

2. ただし、理事会において特別に許されたものには、月額15万円の特別奨学金を貸与する。

3. 貸付期間は、貸付開始時から卒業までの期間とする。但し休学、留年の期間は含まない。

(貸付の停止)

第5条 本規則による奨学生が、休学・留年した場合は、貸付を停止し、直ちに一括返済を求めることができる。

2. 本会理事会が、本規則による奨学生について、奨学金を貸与する対象でないと判断した場合は、貸付を停止し、直ちに一括返済しなければならない。但し、その場合は、本会から奨学生に対して2ヶ月前に通知することとする。

(貸付金の返済)

第6条 本規則による奨学金の貸付を受けた者で、次の事項が生じた場合は、貸付金総額を直ちに一括返済しなければならない。

(1) 修学の期間が終了し、本会加盟事業所の職員とならない場合。また、そのことが明確になった場合。

(2) 修学を途中で断念した場合。

(3) 本人からの申し出により、奨学生を辞退した場合。

(4) 第7条による定められた期間業務に従事できず途中退職した場合。

但し、この場合は、義務年限より就業期間を差し引いた残期間に該当する金額を返済するものとする。

(貸与金返済債務の免除)

第7条 本規則による奨学金の貸与をうけた者が本会加盟事業所の職員となり、奨学金の貸与期間と同期間業務に従事した場合、奨学金の返済債務を免除するものとする。

2. 特別奨学金の貸与を受けた期間は、上記規程の1.5倍の就業期間を要する。

3. 第1項及び2項の規定する就業期間中、業務上の理由により死亡し、または業務に起因する心身の故障のため就業を継続できなかったときは、返済債務を免除する。

(奨学金の立替返済)

第8条 本会以外の奨学金を受け、卒業または資格取得後、本会加盟事業所の職員となった場合、就業の義務を負わされているものについて、本規則の貸付限度額内において立替返済をすることができる。

(奨学生の義務)

第9条 奨学生は、本会加盟事業所の事業および本規則の目的に従って医学・医療の勉強に励み、学業を終え資格を取得することに努力し、その目的を達成しなければならない。

2, 住所の移転など本人に一定の生活の変化が起きた場合、本会事務局に速やかに連絡しなければならない。

3, 奨学生が本項の趣旨に反し、義務を履行しない場合、貸付の停止および一括返済等の処置をとることができる。

(保証人)

第10条 本規則の適用を受けた者は、本会財務奨学金委員会の認める保証人の2名連署による借用証書を提出しなければならない。保証人は、貸与金の返済について責任を負わなければならない。

(修学援助貸付金の貸付)

第11条 本規則による奨学生に、別途勉学上の資金が必要になった場合には、別に定める修学援助貸付金規程により、限度額を設け貸し付けることができる。

(手続き)

第12条 本規則の執行にあたっての具体的な手続きについては、別に定めることができる。

(疑義)

第13条 本規則に定めのない事項については、財務奨学金委員会で審査し、本会理事会の承認を得て決定する。

(改廃)

第14条 本規則は、本会理事会にて改廃する。

改定履歴

昭和49年 4月 1日制定
昭和57年10月13日改定
昭和61年 6月28日改定
昭和63年 4月 1日改定
1996年 4月 1日改定
2000年 4月 1日改定
2000年10月 7日改定
2002年 4月 1日改定
2007年11月10日改定
2008年11月 8日改定
2009年 3月14日改定
2014年 4月 1日改定
2015年 2月 1日改定
2015年 4月 1日改定
2017年 3月 1日改定